

**土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け
観光コンテンツ造成業務委託**

公募型プロポーザル応募要領

**令和8年6月
土浦市**

目次

1	趣旨.....	1
2	業務概要.....	1
3	提案見積金額の上限額.....	2
4	参加資格要件.....	2
5	プロポーザル実施スケジュール.....	3
6	プレゼンテーション及びヒアリング.....	5
7	提案の審査・評価及び契約候補者の特定.....	6
8	審査結果の通知及び公表.....	8
9	契約の締結.....	8
10	留意事項.....	8
11	問合せ先(担当課).....	9

1 趣旨

本市では、世界に誇るサイクリングロードとして国のナショナルサイクルルートに指定された「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核とし、サイクルツーリズム推進による更なる交流人口の拡大及びインバウンド誘客を図るため、様々な施策を実施している。

このような背景に鑑み、国内のみならず海外からも継続的な誘客を図り、地域の活性化及び消費の拡大を促進するため、サイクリングを軸としつつ、本市ならではの地域資源を活用したインバウンド向け観光コンテンツを造成し、欧米豪を中心とした外国人顧客に向けた販売ルートの整備とプロモーションを目的とした「土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託」を実施するものである。

なお、本要領は、上記業務委託に係る契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を公募型プロポーザル方式によって特定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業務委託は、次に掲げる事項及び「土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託仕様書」（別紙1）に基づき行うものとする。

（1）件名

土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託

（2）業務内容

- ア 観光コンテンツ（ツアー）の企画造成
- イ 販路基盤の整備
- ウ ファムトリップの実施
- エ プロモーション用動画の制作
- オ 各種プロモーションの実施
- カ 報告書の作成

（3）委託場所

土浦市大和町地内外

（4）委託期間

契約締結日の翌日から令和9年2月10日まで

3 提案見積金額の上限額

9,090,909円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

※本件は、現在開会中の土浦市議会における補正予算（以下、補正予算）の成立を前提に行うものであり、補正予算案が市議会にて可決された場合に、本プロポーザルにより決定した候補者と契約を締結するものとする。また、補正予算案が否決された場合には、契約はできないものとし、補正予算案が減額された場合は仕様を変更することがある。なお、その際に応募者に生じた費用若しくは損害等について、市は一切負担しない。

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

※提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。超えた場合は失格とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、参加表明書提出時点において次の要件を全て満たす法人（個人での参加は不可）とする。なお、契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 土浦市請負工事等における暴力団等の排除対策措置要綱（平成20年土浦市告示第136号）に基づく排除措置を受けている状態が継続している者でないこと。
- (5) 旅行業法に基づく旅行業の登録を受けていること（第3種及び地域限定旅行業者にあつては、本市もしくは隣接市町村に営業所を有するものに限る。）。

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) 全体スケジュール

日 程	内 容
令和8年6月 8日(月)	公募開始
令和8年6月 8日(月)～ 令和8年7月17日(金)17:15	応募要領等公表 ※土浦市ホームページからダウンロード
令和8年6月 8日(月)～ 令和8年6月18日(木)17:15	質問書提出
令和8年6月22日(月)	質問に対する回答掲載
令和8年6月 8日(月)～ 令和8年6月26日(金)17:15	参加表明書提出
令和8年6月29日(月)～ 令和8年7月 2日(木)	参加資格要件の確認・決定 参加資格要件確認結果の通知
令和8年7月 3日(金)～ 令和8年7月17日(金)17:15	提案書等提出
令和8年7月24日(金)13:30～	選定委員会開催(※プレゼンテーション)
令和8年7月27日(月)予定	審査結果の通知(契約候補者の特定)
令和8年8月上旬	業務委託契約締結(予定)

(2) 応募要領等の公表

ア 期間 令和8年6月8日(月)から令和8年7月17日(金)

イ 方法 土浦市ホームページ

(3) 質問の受付及び回答

本応募要領等に対する質問がある者については、**質問書(様式第1号)**に質問事項及び必要事項を記入の上、土浦市市長公室政策企画課サイクルシティ推進室まで電子メール(bicycle@city.tsuchiura.lg.jp)にて質問すること。

メールタイトルは【事業者名】土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託 質問書 とし、メールの送信後、すみやかに土浦市市長公室政策企画課サイクルシティ推進室へ電話(029-826-1111[内線2366])で受信の確認を行うこと。

質問に対する回答は、土浦市ホームページで公表する。受付期間中であっても、整理ができたものから随時公表する予定である。

なお、単なる意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

(4) 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記に規定する提出書類を土浦市市長公室

政策企画課（〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階）まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。提出された書類に基づき、参加資格要件を確認する。

また、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

ア 提出期限

令和8年6月26日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出書類（参加表明書等）

番号	提出書類名	説明等
1	参加表明書（様式第2号）	
2	事業者の概要・実績（様式第3号）	

（5）参加資格要件の確認

参加資格要件の確認は、土浦市市長公室政策企画課において、参加表明書の提出日を基準として、この要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

参加資格要件を満たしていることが確認できない場合や、参加資格要件確認後から契約締結までの間に要件を欠くような事態が発生した場合は、失格とする。

（6）参加資格要件確認結果の通知

参加表明書（様式第2号）を提出した者へ電子メールで通知するとともに文書を郵便により発送する。

なお、参加資格確認結果に関する情報については、契約候補者が特定されるまでは公表しない。

（7）参加辞退届の提出

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面にて参加辞退届（様式第4号）を土浦市市長公室政策企画課へ提出すること。

（8）技術提案書等の提出

ア 受付期間 令和8年7月 3日（金）～

令和8年7月17日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出方法 土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に、下記に規定する提出書類を土浦市市長公室政策企画課まで持参又は特定記録郵便にて郵送すること。

なお、いかなる場合においても、提出期限後の提出は受け付けない。

なお、参加表明書の提出があつたにもかかわらず、技術提案書等が期限までに提出されない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとする。

ウ 提出書類（技術提案書等）

(ア) 技術提案書送付書（様式第5号）

(イ) 技術提案書（様式第6号）

次の事項がわかるように記載すること。

- 1 会社の実績
- 2 企画の内容
- 3 販路基盤の整備
- 4 ファムトリップの実施内容
- 5 プロモーションの手法
- 6 実施スケジュール

(ウ) 技術提案書に添付する書類
補足・参考資料（任意書式）

(エ) 提案見積書（様式第7号）

(オ) 積算内訳書（任意様式）

4) 提出部数

正本1部、副本6部

6 プレゼンテーション及びヒアリング

提案者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。ただし、やむを得ない理由によりプレゼンテーション及びヒアリングの実施が困難となった場合などは、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施しないことがある。

(1) 実施日

令和8年7月24日（金）13：30～（予定）

実施日時及び留意事項について、土浦市市長公室政策企画課から提案者に対し別途通知する。なお、通知は、参加表明書（様式第2号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールにて送付する。

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査の順番は、技術提案書の受付順番とする。

(2) 実施場所

土浦市役所本庁舎内に存する土浦市が指定する会議室（予定）

（〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号）

(3) 内容

技術提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

(4) 制限時間

1 提案者につき40分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング20分程度)とする。

(5) 機材

ア プレゼンテーションについては、原則技術提案書及び添付資料等により行うが、プロジェクター等を使用して説明することも認める。

イ 当日に資料の追加提出・配布はできないものとする。

ウ パソコン等については提案者で用意すること。なお、プロジェクター等は土浦市市長公室政策企画課で準備する。

(6) 出席者

出席者は、説明、質疑応答、機器等の操作を含め1提案者あたり3名までとする。

(7) 傍聴等

プレゼンテーションは非公開とする。また、他の提案者による傍聴は認めない。

7 提案の審査・評価及び契約候補者の特定

(1) 選定委員会の設置

ア 選定を厳正かつ公平に行うため、別に定める「土浦市サイクリングを活用したインバウンド向け観光コンテンツ造成業務委託プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、事業内容等の審査及び提案の評価を実施する。

イ 選定委員会は、サイクリング、観光・産業振興等に関する業務を担当する市職員で構成する。

(2) 審査・評価基準

審査・評価は、技術提案書等の内容(プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む。)について、選定委員会において次の基準に基づき点数化し、提案者の順位及び契約候補者を特定する。

審査・評価項目や基準、配点は次のとおりとする。

【審査・評価基準】

審査・評価項目	審査・評価基準	配点
1 会社の実績	・ターゲット(※)となるインバウンド向けツアーの造成・販売実績を有しているか ・人気観光地に限らず地域の魅力を活かしたツアーの造成・販売実績があるか	20点
2 企画の内容	・インバウンド誘客に向けて、戦略性、具体性、実現性の高い企画となっているか ・専門家の活用等、インバウンドの視点を意識した企画内容となっているか	20点
3 販路基盤の整備	・販路として活用するWEBページは、ターゲット(※)に対して訴求力の高いものであるか ・継続的な販売促進を想定した販路形成が検討されているか	15点
4 ファムトリップの実施内容	・ファムトリップ参加者の選考方法は効果的かつ現実的であるか ・ファムトリップ実施後の効果検証、アプローチは、将来に向けて魅力的な観光コンテンツの造成と販売に効果的か	15点
5 プロモーションの手法	・ターゲット(※)に対して訴求力の高いプロモーション手法が検討されているか ・情報発信先は海外における観光コンテンツの認知拡大に効果的であるか	20点
6 委託料の提案見積金額		10点
合 計		100点

評価点は、選定委員1人につき100点である。

※本業務における主なターゲットは「欧米豪のサイクリスト・アドベンチャートラベル層」とする。

(3) 契約候補者の特定

ア 選定委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。

ただし、最も高い提案者の合計点数が満点の60%未満である場合は、契約候補者なしとする。

イ 評価点合計が同点となった場合の取扱い

評価点合計が同点の場合は、次の手順に従い、順位をつけるものとする。

第1手順：「企画の内容」の得点の高い者

第2手順：「プロモーションの手法」の得点の高い者

ウ 失格要件

以下の（ア）から（カ）のいずれかに該当した場合には、選定委員会において協議のうえ、失格とする。

（ア） 提出書類に虚偽の記載がある場合

（イ） 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（ウ） 技術提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（エ） プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく欠席した場合

（オ） 選定委員会の委員長または委員に直接、間接問わず連絡を求めた場合

（カ） その他、選定委員会において不相当と認められた場合

8 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知するとともに、土浦市ホームページにて、全ての提案者の評価項目ごとの評価点及び評価点合計を公表する。ただし、契約候補者以外の提案者名については掲載しないこととする。

また、審査結果の内容に関する問合せには応じない。

9 契約の締結

契約候補者特定後、本市総務部契約検査課において契約候補者と見積合せを実施し、落札者となった場合に契約を締結する。

契約候補者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点者を次の契約候補者とする。

10 留意事項

(1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加者（提案者）の負担とする。

(2) やむを得ない事由がある場合、本プロポーザルを停止、中止する場合がある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を土浦市に請求することはできないものとする。

る。

(3) 提出書類を郵送で提出する場合には、郵便事故等により、申請書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。

(4) 提出された書類は、返却しない。

(5) 技術提案書等の著作権等の取り扱い

技術提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 技術提案書等の著作権は、本技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に特定された者が作成した技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

イ 市は提出された技術提案書等について、土浦市情報公開条例（平成20年9月28日条例第28号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、提案者の同意が得られない場合はこの限りではない。

また、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とすることができるものとする。

なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、契約候補者の特定に影響がでる恐れがある情報については特定後の開示とする。

(6) 提出書類等に記載された個人情報、本プロポーザルに関してのみ使用し、それ以外には使用しない。

(7) 審査結果に係る異議申し立てはできないものとする。

(8) 本プロポーザルに係る説明会は、実施しない。

1 1 問合せ先（担当課）

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号 ウララ3階

土浦市市長公室政策企画課（担当：サイクルシティ推進室）

電話：029-826-1111（内線2366）

FAX：029-822-9252

Eメール：bicycle@city.tsuchiura.lg.jp